

第2回いじめ防止連絡協議会会議録

(平成30年度)

年月日	平成30年12月17日	時間	14:00 ～ 16:00	場所	糸魚川市役所 201.202 会議室
件名	第2回いじめ防止連絡協議会				
出席者	<p>【委員】8名（次の各団体より各1名）</p> <p>糸魚川市校長会、市教育研究会生徒指導部会、糸魚川警察署、新潟地方法務局糸魚川支局、糸魚川市人権擁護委員協議会、主任児童委員、市PTA連合会、市内県立高校</p> <p>【教育委員会事務局】6名</p> <p>田原教育長、こども課井川教育次長、こども教育課泉参事、松村課長補佐、田原係長、猪又指導主事</p>				

内容

1 開会の挨拶（田原教育長）

県知事は、「情報共有を徹底し、二度と重大事態が起こらないようにする。」と県民、県教育委員会に向けて発信している。糸魚川市もこのことを重く受け止めて対応している。いじめの認知報告数は増えているが、学校、教育委員会はこれまで以上に丁寧な対応をし、重大事態は起こっていない。各関係機関がそれぞれの立場でご尽力いただいた成果と考えている。本日は、糸魚川市いじめ防止等の行動計画（素案）についてもご協議いただき、有意義な会にしていきたい。

2 報告

(1) いじめ、長期欠席等の状況について（猪又指導主事）

資料1について

平成30年度(平成30年4月1日～11月30日)のいじめの認知件数は、小学校37件、中学校12件で、合計49件。月別状況では、10月に認知件数が9件に増加したが、11月には3件に減少した。

49件のうち、28件が「解消」となっている。学校が2～3か月間、関係児童生徒を丁寧に見守り、関係修復、保護者の理解を得て解消に繋がっている。また、解消までは至らない「一定の解消」が18件、「取組中」が3件となっている。「一定の解消」「取組中」については、該当児童生徒の関係性に不安があり、互いが十分に納得できていない状況にあるため学校がより慎重に対応していると捉えている。

教職員は、これまで以上にいじめの未然防止や早期発見、即時対応に努めている。また、市教育委員会の市相談員や生徒指導支援員が各学校に入り、教職員と連携していじめ防止に努めている。

資料2について

平成30年度(平成30年4月1日～11月30日)の不登校による30日以上欠席児童生徒数は小学校2名、中学校13名で、合計15名。また、病気による30日以上欠席児童生徒数は小学校2名、中学校9名で、合計11名。病気の主な理由では、起立性調節障害が9名と一番多い。経済的理由やその他の理由で欠席している児童生徒はいない。また、市適応指導教室に通級する児童生徒6名は学校にも登校できるようになっている。不登校について考える親の会「結の会」は発足から1年が経ち、成果をあげている。

質 疑

(人権擁護委員) 「結の会」は大人が参加しているのか。ピアカウンセリングのような感じの会なのか。

(指導主事) 大人も子どもも参加している。事務局が中心となってピアカウンセリング方式で行っている。

(主任児童委員) 10月に認知件数が9件に増加している原因をどのように考えているか。

(指導主事) 詳細な分析はしていないが、必ずしも行事が多く行われるから増加したとは言えない。特に、小学校が7件と多かった。軽微なものでも小学校では報告してもらった。

(2) 各団体からの情報提供

(校長会) 自殺、自殺未遂など最悪の事態を防ぎ、子どもの生命を第一に考えて教育活動を進めている。課題を抱える子どもや家庭に寄り添うには、学校が外との関係をもちながら、ネットワークの力でカバーしていけるように進めていきたい。

(市教研) 未然防止の取組として、市教研生徒指導部と糸中学校区生徒指導部、市教委がタイアップして、学級づくり研修会を開催した。また、8月には市教研主催の生徒指導研修会に各小学校の教職員が参加し、中学校の生徒指導の進め方を学ぶ会を実施した。さらに、各中学校区単位でいじめ見逃しゼロスクール集会を開催し、小中一体となって取組を進めた。

(警察署) 昨年度から現在まで、いじめを背景とするような事件はない。ネット関係のトラブルが学校の大きな課題である。脅しや暴力などのいじめが犯罪であり、警察が介入するに十分な要件であることを教職員の皆さんにも子どもたちにも認識してほしい。特に、ネット関係については「一罰百戒」の言葉にあるように、躊躇せず悪質なものは相談してほしい。

(法務局) 啓発活動として、人権擁護委員と一緒に小中学校を訪問し、人権教室を行った。また、全国中学生人権作文コンクールに多くの中学生から応募いただき、市内中学生3名が優良賞を受賞した。さらに、市内の児童生徒に対し、「人権SOSミニレター」を配付させていただいた。現在、深刻な手紙は届いていないが、緊急性のあるものについては、学校と連携して解決に努めていく。

(人権擁護委員) 全国中学生人権作文コンクール県大会優秀作品の一つに、自分が「Xジェンダー」であることをカミングアウトした作品があったので紹介する。性的マイノリティーの一つとして関心をもってほしい。全国中学生人権作文集を持って事業所を訪問した際に、感銘を受けたというお声を事業所の方からいただいた。ぜひ、各学校で作文集を活用し、人権啓発に努めてほしい。また、各学校へ訪問して行う人権教室では、親でも教師でもない地域の大人が訪問するということが、有意義な活動となっている。今後も続けていきたい。さらに、人権擁護委員の研修会にひすいの里総合学校の教頭先生から講師としておいでいただき、障害の理解について学んだ。

(市P連) 11月の臨時理事会で、「いじめ」と「いじり」はどう違う、ということが話題となった。子どもから見れば「いじり」であっても、大人から見れば「いじめ」であるという客観的な違いについて、大人がどう子どもと接していけばよいかを議論した。また、ネット社会の中で、我々大人ができることとして「些細なことでも見逃さない。大人として模範となる行動をとる。」を掲げて活動している。

(主任児童委員) 私が所属する第4民生児童委員協議会では、年2回小学校と教育懇談会を行っている。そこで、学校では見守りづらい子どもや家庭については、実名を挙げて地域での見守りを依頼される。それを受けて、担当委員が毎日見守りを続け、学校に報告している。地域が学校を支えるという力を発揮するには、学校が門戸を開かないと実現できない。今はそれができている。また、市内中学校の生徒会長から合唱コンクール出席のお礼状をいただき、感激した。こういう取組が大切であると改めて感じた。

(市内高校) 当校では、今年度にいじめが4件発生した。人のことに思いを馳せることができない子どもが増えているような気がする。年4回のいじめアンケートをシンプルな質問形式で実施したことで、早期発見、即時対応ができた。

質 疑

(指導主事) いじめの対応について学校へのクレームが市教委にもよく届くが、学校と保護者の考えが食

い違っていることが多い。教職員の対応が難しくなっている。また、警察へ相談し、知恵や力を活用しながらいじめの解決に向かうことも必要と考える。

(校長会) 合唱コンクール出席の礼状を書いた生徒会長のように、地域に感謝する子どもたちが増えてきた。「自分たちの思いを人に向ける」ことの大切さを感じた。先日、当校でいじめが発生した。正しい情報を保護者に伝えるために、臨時保護者会を開催し、至らなさを謝罪し、事実を正確に報告した。その際、保護者に対し、「理由があれば人をいじめてよい、という考えは間違っているということを家庭で子どもに話してほしい。」と繰り返しお願いし、理解を得た。学校が受けにまわってはいよい学校はできない。情報を積極的に発信していった方がよいと考えている。

3 学習会

(1) 「小学生ネット・電子メディアの利用 3つの約束」「糸魚川市中学生のネット心得5ヶ条」 (猪又指導主事)

資料3について

(指導主事) 市教委が中心となり、小・中・高等学校・保護者を対象としたネット、電子メディア、SNS利用のルール(案)を作成し、関係機関からご意見をいただきながら今日に至っている。小学校では、3つの約束として焦点化し、学校の実態に応じて内容を改良していただいた。4つの中学校で実施している生徒会交流会でルールについて話し合い、自校化を図った。特に、ネットの利用時間については各校で工夫が見られる。A中学校では、「利用は10時まで」と明記されている。B中学校では、「睡眠時間と家庭学習時間を明記し、残った時間をネット利用の時間」としている。C・D中学校では、「利用時間は決めず、1時間以上のネット利用が生活習慣に悪影響を及ぼす恐れがある。」と明記している。課題は市P連に協力を依頼した親のルールだと考える。親の意識を変えていかなければ子どもは変わらない。来年度からの本格実施に向けて、ご意見を頂戴したい。

(主任児童委員) 中学生のルールは誰が考えたのか。

(校長会) 平成26年度に作成されたルールを基に、各校生徒会役員に投げ掛け、平成30年度版案を作成した。すべての中学校で生徒会が中心となって話し合い、ルールの自校化を図った。

(市教研) 小学校の場合も、LINEをしている児童がいる。そこで、児童と保護者を対象とした講演会を開催している学校が多い。また、中学校で起きているネットトラブル事案について、児童や保護者に情報として伝え、啓発に努めている。保護者の意識を変えるために、どうアプローチしていくかを考えている。

(警察署) 保護者に話をした方が有意義だと考える。子どもはやってはいけないことを理解しているが、それでもやってしまう。だから、やったら自分がどんな不利益を被るのかを直接的に伝えた方が理解が深まると考える。ルールを破ったときのペナルティーを教えることも今の時代には必要。

(校長会) 新入生の保護者に伝えたのは「中学校入学を機に、スマホを買い与えるのは止めてください。その理由は、中学校でネットによるいじめ事案が起こっているからです。」と伝えた。中学校区の小学校長にも同様の指導をお願いした。つまり、使い方の指導よりも、買い与えない、使わせないということを保護者に伝え、協力してもらわないと前に進まない話だと考える。

(市教研) 市全体でメディアを軸にした教育活動を推進する地域があった。市P連で検討してほしい。

(市P連) 護身用でスマホを持たせる保護者も少なからずいる。持たせないのが一番だとは思うが。

(市内高校) 当校では、ごく僅かだが、自分でスマホを持たないと決めている生徒もいる。保護者への効果的な啓発活動はやり尽くしたが成果があがっていない。糸魚川市のような規模の自治体であれば、「義務教育段階ではスマホは使わせない。」等のきまりを制定してはどうかと思う。

(教育長) スマホの功罪はあり、小・中学生にとっては罪の方が多いと思う。生活習慣に悪影響を及ぼす恐れがある。まずは、ルールを守ることからスタートし、それができなければ家庭の協力を全面的にお願いしなければならない。ご理解をお願いしたい。

(警察署) フィルタリング機能が高度化している。フィルタリングは親の義務であり、何かあれば親が責任を負う。ぜひ、フィルタリング機能を活用してほしい。

(2) 糸魚川市いじめの防止等の行動計画 (素案)

(猪又指導主事)

資料4について

(指導主事) 改定した市いじめ防止基本方針を基に、いじめ防止等の行動計画の素案を作成した。持ち帰っていただき、ご意見を頂戴したい。

4 閉会 (井川次長)

いじめ事案が報道で出るたびに思うのは、「どこかで救ってあげる機会があったのではないか。」ということである。いじめの対応は予防的な措置に加え、いじめの兆しを察知したときの初動が重要になると考える。現場の教職員は日々多忙な中で対応していただいているが、何かあったときの労力は事前に対応していくことで大きく軽減されると考える。また、今日は保護者の課題についてもご意見をいただいた。みなさんとともに、よりよい解決方法を探っていきたい。